

毎週火、金曜(発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県納税貯蓄組合規則の一部改正

規 則

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十二号

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納税貯蓄組合規則(昭和三十年五月鳥取県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を次のように改める。

(補助金の交付に関する計算期間等)

第五条 法第十条第一項の規定による補助金(以下「補助金」という。)の交付に関する計算期間については、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとし、その交付の期間は計算期間終了の年の五月一日から五月三十一日までの間とする。

(補助金の額)

第六条 補助金は、予算の範囲内において、三月三十一日現在において組合員が十人以上の組合に対し、次の各号に規定する額の合計額を交付する。

一 前条の計算期間中に県税の納税義務を有する組合員(個人の県民税のみの納税義務を有する組合員を除く。)について、次の表の上欄に掲げる組合員の数に応じてそれぞれ下欄に定める額

| | |
|------------|-----|
| 十人未満 | 二百円 |
| 十人以上三十人未満 | 四百円 |
| 三十人以上五十人未満 | 六百円 |

| | |
|-----------|------|
| 五十人以上百人未満 | 八百円 |
| 百人以上 | 千二百円 |

二 前条の計算期間中において法定納期限(県税を納付し、又は納入すべき期限(修正申告、期限後申告、更正若しくは決定、繰上徴収又は徴収に関する猶予に係る期限を除く。))をいう。以下同じ。)内に納付し又は納入した県税(個人の県民税及び法定納期限の到来したときにおいて資本又は出資の金額が一億円以上の法人が納付し、又は納入すべき県税を除く。)の額について、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ下欄に定める率を乗じて得た額の合計額

| | |
|--|--------|
| 法第六条第一項の規定による納付委託(以下「納付委託」という。)により納付し、又は納入した県税の額 | 百分の一・五 |
| 納付委託以外の方法により納付し、又は納入した県税の額 | 百分の一・〇 |

三 前条の計算期間中に設立した組合で第一号の補助金の交付を受ける組合にあつては、一組合につき千円

2 前項の規定により算出した金額に百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
 第七条を削り、第八条中「第六条」を「第五条」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。
 第十条を第九条とし、同条第二項を次のように改める。
 2 法第十一条第二項の規定による身分を示す証票は、第八号様式のとおりとする。
 第十一条を第十条とする。
 第五号様式を次のように改める。

第五号様式 組合員県税納税調査書

| 組合名 | 税目 | 年度 | 期(月)別 | 法定納期限 | 代表者氏名 | | 納付状況 |
|-------|----|----|-------|-------|------------|---------------|------|
| | | | | | 納付(納入)した税額 | 納付(納入)しなかった税額 | |
| 組合員氏名 | | | | | 納付(納入)した税額 | 納付(納入)しなかった税額 | 納付状況 |
| 年 | 月 | 日 | | | 納付(納入)した税額 | 納付(納入)しなかった税額 | 納付状況 |
| 照合者 | 備考 | | | | 納付(納入)した税額 | 納付(納入)しなかった税額 | 納付状況 |

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 昭和三十六年十月一日から昭和三十七年九月三十日までの期間に係る補助金の交付に関しては、なお、従前の例による。

3 この規則による改正後の鳥取県納税貯蓄組合規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により最初に交付する補助金に係る計算期間は、改正後の規則第五条の規定にかかわらず、昭和三十七年十月一日から昭和三十八年三月三十一日までとする。